に規定する特例認定住宅等の新築等」を「同条第十八項に規定する特例認定住宅等の新築取得等（以下この項において「特例認定住宅等の新築取得等」という。）である場合又は居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が特例居住用家屋の新築等、同条第十七項の規定により買取再販住宅の取得に該当するものとみなされた同項に規定する特例買取再販住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する既存住宅の取得に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する特例既存住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する増改築等に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する特例増改築等若しくは特例認定住宅等の新築取得等」に改め、同条第五項中「第四十一条第十六項」を「第四十一条第十二項」に改め、同条第六項中「同条第三項第二号」を「同条第三項第一号」に、「各年又は令和三年」を「、平成三十年又は令和三年」に、「各年」を「又は平成三十年」に、「同項第三号」を「同項第二号」に改める。

第六条の二第一項中「同条第十項に」を「同条第六項に」に、「第十三条第一項」を「第十三条の二第一項」に改め、「ものをいう。」の下に「第十七項及び」を加え、「同条第三項第二号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第三号中「、令和四年又は令和五年」とあるのは「又は令和五年」と、「が令和四年又は令和五年」とあるのは「が令和五年」と、同項第五号」を「同条第三項第一号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第二号中「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和四年」と、同項第三号」を「同条第四項第一号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第二号」に、「、同条第十項」を「、同条第六項」に、「同条第十一項第一号イ中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第二号」に、「、同条第六項」を「同条第七項第一号イ中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同号ロ中」に、「同項第二号中「令和四年から」とあるのは「令和五年から」と、」を「同項第二号中「令和四年から」とあるのは「令和五年から」と、同号イ中」に、「、令和四年又は令和五年」とあるのは「又は令和五年」と、「が令和四年又は令和五年」とあるのは「が令和五年」と、同項第五号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第五号ロ中「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同条第八項」に、「同条第十五項及び第十八項」を「同条第十一項及び第十四項」に改め、同条第二項中「第四十一条第十六項」を「第四十一条第十二項」に改め、同条第三項中「第四十一条の二第三項第二号」を「第四十一条の二第三項第一号」に、「各年又は令和三年」を「、平成三十年又は令和三年」に、「各年」を「又は平成三十年」に、「同項第三号」を「同項第二号」に、「又は同条第二十一項」を「（以下この項において「特例居住用家屋の新築等」という。）若しくは同条第十八項」に、「認定住宅等の新築等に」を「同条第六項に規定する認定住宅等の新築取得等に」に、「同項に規定する特例認定住宅等の新築取得等」を「同条第十八項に規定する特例認定住宅等の新築取得等（以下この項において「特例認定住宅等の新築取得等」という。）である場合又は居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が特例居住用家屋の新築等、同条第十七項の規定により買取再販住宅の取得に該当するものとみなされた同項に規定する特例買取再販住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する既存住宅の取得に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する特例既存住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する増改築等に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する特例増改築等若しくは特例認定住宅等の新築取得等」に改め、同条第四項ただし書中「同条第十五項」を「同条第十一項」に改め、同条第五項中「第四十一条第十一項第一号」を「第四十一条第七項第一号ロ」に改め、同項ただし書中「同条第十項」を「同条第六項」に、「同条第十八項」を「同条第十四項」に改め、同条第八項中「同条第三項第二号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第三号中「、令和四年又は令和五年」とあるのは「又は令和五年」と、「が令和四年又は令和五年」とあるのは「が令和五年」と、同項第五号」を「同条第三項第一号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第二号中「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和四年」と、同項第三号」を「同条第四項第一号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第二号」に、「、同条第十項」を「、同条第六項」に、「同条第十一項第一号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同号ロ中」に、「同項第二号中「令和四年から」とあるのは「令和五年から」と、」を「同項第二号中「令和四年から」とあるのは「令和五年から」と、同号イ中」に、「、令和四年又は令和五年」とあるのは「又は令和五年」と、「が令和四年又は令和五年」とあるのは「が令和五年」と、同項第五号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第五号ロ中「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同条第八項」に、「同条第十五項及び第十八項」を「同条第十一項及び第十四項」に、「同条の二第三項第一号」に、「「同条第三項第二号」を「「同条第三項第一号」に、「第四十一条第二十項」を「第四十一条第十六項」に、「又は同条第二十一項」を「（以下この項において「特例居住用家屋の新築等」という。）若しくは同条第十八項」に、「認定住宅等の新築等に」を「同条第六項に規定する認定住宅等の新築取得等に」に、「同項に規定する特例認定住宅等の新築取得等（以下この項において「特例認定住宅等の新築取得等」という。）である場合又は居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が特例居住用家屋の新築等、同条第十七項の規定により買取再販住宅の取得に該当するものとみなされた同項に規定する特例買取再販住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する既存住宅の取得に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する特例既存住宅の取得、同項の規定により同条第一項に規定する増改築等に該当するものとみなされた同条第十七項に規定する特例増改築等若しくは特例認定住宅等の新築取得等」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十二条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十九条の二に次の一項を加える。

２　十月旧法人税法第九十二条第一項に規定する内国普通法人等であって、附則第十条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた清算所得に対する法人税を課されるものが、清算中に我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律